

令和7年度 京都一周トレイル利用者実態調査 業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 京都一周トレイル利用者実態調査

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務目的

京都一周トレイルの利用実態と利用者の意識を把握することで、トレイルの魅力向上や利用者満足度の向上、地域経済への貢献につなげるなど、今後の京都一周トレイルの方向性・施策に生かす。本調査の結果を踏まえた今後の京都一周トレイルの活用方法を生かしながら、京都一周トレイルを柱の一つとしたアドベンチャーツーリズムの可能性も考慮に入れる。

4 業務内容

以下の(1)～(4)の業務を行う。

なお、業務の遂行（調査項目、アンケート内容、手法、分析方法等）にあたっては、京都一周トレイル会との十分な協議のうえに進めること。また、可能な限りインバウンド対応も行うこと。

(1) 京都一周トレイル利用者の行動分析

京都一周トレイルの5ルートについて、利用者の行動を分析する。各ルート別の利用状況を把握し、利用者の活動状況から、それぞれのルートの特徴・傾向、課題等を取りまとめること。

(2) 京都一周トレイルの魅力アンケート調査

京都一周トレイルの魅力等についてアンケート調査し、特徴（強み、弱み）等について調査すること。

(3) フィールド調査

京都一周トレイルルート上での聞き取りのほか、マップ取扱店、アウトドア関連店舗等でアンケート調査を実施し、利用者の声、関係者の声を聞き取ること。アンケート調査の手法は問わないが、アンケートの回答者には抽選でノベルティをプレゼントするなどし、回収率をあげるよう努めること。アンケートに係る必要物品等は事業者が準備すること。

(4) 結果分析・報告

(1)～(3)で得られた情報から、現状を把握し、集計・分析のうえ報告すること。また、その後の施策に活用できるように今後の提案も報告すること。

5 納品物・提出期限

- (1) 事業終了後、事業実施報告書を提出すること。【提出締切：令和8年3月31日】

- (2) 事業実施報告書の規格は、A4、フルカラーとすること。
- (3) 報告書は10部作成し、データでも提出すること。
- (4) 本事業に係る画像やデータがある場合は、J P E G等で本市に納品すること。
なお、納品されたデータは、京都一周トレイル会のホームページや印刷物等に使用できるものとする。

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都一周トレイル会に届け出て承認を得るものとする。
- (2) 本委託業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都一周トレイル会と連絡調整を行う。
- (3) 本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託事業者で責任を持って対応すること。
- (4) 受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、京都一周トレイル会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。また、この業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (6) 業務の実施に当たっては、着手前に京都一周トレイル会と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (7) 本委託業務より得られた成果、著作物等の知的財産は、全て京都一周トレイル会に帰属する。
- (8) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (9) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により京都一周トレイル会の承認を得なければならない。
- (10) 京都一周トレイル会は、(9)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (11) 京都一周トレイル会が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。
- (12) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。
- (13) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は京都一周トレイル会が定めるものとする。